第4回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム	
平成28年12月22日	参考資料6

精神保健福祉士及び一級建築士における実務経験の期間に関する規定等

大学又は短期大学　実務経験　養成施設　大学院

資格（根拠法）	学歴＋実務経験要件	根拠条文	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	換算方法
精神保健福祉士 （精神保健福祉士法）	大学4年（指定科目）	法第7条第1号								年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事する。（通知）
	短期大学3年（指定科目）＋実務1年以上	法第7条第4号								
	短期大学2年（指定科目）＋実務2年以上	法第7条第7号								
	大学4年（基礎科目）＋短期養成施設6月以上	法第7条第2号								
	短期大学3年（基礎科目）＋実務1年以上＋短期養成施設6月以上	法第7条第5条								
	短期大学2年（基礎科目）＋実務2年以上＋短期養成施設6月以上	法第7条第8条								
	大学4年＋一般養成施設1年以上	法第7条第3号								
	短期大学3年＋実務1年以上＋一般養成施設1年以上	法第7条第4号								
	短期大学2年＋実務2年以上＋一般養成施設1年以上	法第7条第9号								
	実務4年以上＋一般養成施設1年以上	法第7条第10条								
一級建築士 （建築士法）	大学（指定科目）＋実務2年（※）以上	法第14条第1号								他の業務に付随して建築業務を行った場合には、全体の期間に占める建築実務を行った期間の割合（%）を記入し、実務期間を算定する。（例：1 年（在職期間）×50%（割合）＝6 ヶ月）
	（※）大学院の課程において、建築士事務所等で行うインターンシップ及び必要となる関連科目の単位を所定の単位数取得した場合には、実務の経験とみなされる規定もある（30単位以上＝2年、15単位以上＝1年）。	国土交通省告示第1033号								
	短期大学（3年）（指定科目）＋実務3年以上	法第14条第2号								
	短期大学（2年）等（指定科目）＋実務4年以上	法第14条第3号								
	実務（二級建築士として）4年以上	法第14条第4号								